

令和 3 年 第 2 回 東 浦 町 議 会 定 例 会 議 案

令 和 3 年 6 月 8 日 提 出

## 目 次

同意第3号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	1
同意第4号	農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とするについて	2
同意第5号	農業委員会委員の任命について	3
議案第22号	東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の一部改正について	4
議案第23号	東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について	5
議案第24号	東浦町都市公園条例の一部改正について	6
議案第25号	東浦町中央図書館条例の一部改正について	8
議案第26号	令和3年度東浦町一般会計補正予算(第2号)	別添
議案第27号	令和3年度東浦町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別添
議案第28号	工事請負契約の締結について(片葩小学校管理教室棟屋根外壁改修工事)	9
議案第29号	令和2年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	10
議案第30号	町道路線の認定について	11

同意第3号

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を令和3年7月1日から固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらる。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

戸田宏和

東浦町大字緒川 昭和37年生

提案理由

固定資産評価審査委員会委員伴勝規の任期が、令和3年6月30日をもって満了となることに伴い、次期委員を選任するため提案するものである。

同意第4号

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とする事について

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者としていたいので、農業委員会等に関する法律施行規則（昭和26年農林省令第23号）第2条第2号の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

提案理由

農業委員会委員の少なくとも4分の1を認定農業者その他これに準ずる者とするため提案するものである。

同意第5号

農業委員会委員の任命について

次の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

間瀬 廣海

東浦町大字森岡 昭和19年生

提案理由

農業委員会委員外山謙一が、令和3年3月31日付けで辞任したことに伴い、その後任者を任命するため提案するものである。

議案第 22 号

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の一部改正について

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例の一部を改正する条例

東浦町認知症にやさしいまちづくり推進条例（令和 2 年東浦町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(定義) 第 2 条 略 (1) 認知症 <u>介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する認知症をいう。</u>  (2) から (6) まで 略	(定義) 第 2 条 略 (1) 認知症 <u>脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態をいう。</u>  (2) から (6) まで 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法等の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第23号

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部改正について

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神谷明彦

東浦町母子家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

東浦町母子家庭等医療費支給条例（昭和53年東浦町条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
(受給資格者) 第2条 略 2 略 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、 <u>政令第3条第1項並びに第4条第1項及び第2項の規定の例による。</u>	(受給資格者) 第2条 略 2 略 3 前項第1号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、 <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当に係る所得の範囲及びその額の計算方法の例による。</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東浦町母子家庭等医療費支給条例の規定は、令和3年3月1日から適用する。

提案理由

児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い、所要の規定を整備するため提案するものである。

議案第 24 号

東浦町都市公園条例の一部改正について

東浦町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町都市公園条例の一部を改正する条例

東浦町都市公園条例(昭和 57 年東浦町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の別表を改正後の欄の別表に改める。

改正後					改正前				
別表第 1 (第 5 条の 2 関係) 有料公園施設					別表第 1 (第 5 条の 2 関係) 有料公園施設				
都市公園名		有料公園施設の種類			都市公園名		有料公園施設の種類		
於大公園		おもしろサイクル広場			於大公園		プール		
		略					おもしろサイクル広場		
		略					略		
		略					略		
別表第 3 (第 9 条関係) 有料公園施設使用料					別表第 3 (第 9 条関係) 有料公園施設使用料				
都市公園名	種類	区分	単位	金額	都市公園名	種類	区分	単位	金額
於大公園	おもしろサイクル広場		1 人 30 分 につき	50 円	於大公園	プー ル	一般	1 人 1 回 につき 回数 券 5 枚 綴 り	200 円  800 円
							小中 学生	1 人 1 回 につき 回数 券 5 枚 綴	100 円  400 円



							り			
							20人以上の団体	一般	1人 1回 につき	150円
								小中学生	1人 1回 につき	75円
							おもしろサイクル広場		1人 30分 につき	50円
マレットゴルフ場及びバーベキュー広場 略					マレットゴルフ場及びバーベキュー広場 略					
備考 略					備考 略					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

於大公園プールを廃止するため提案するものである。

議案第 25 号

東浦町中央図書館条例の一部改正について

東浦町中央図書館条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

東浦町中央図書館条例の一部を改正する条例

東浦町中央図書館条例(平成 2 年東浦町条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の条を改正後の欄の条に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第 7 条 教育委員会は、図書館の管理を地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) 法第 3 条各号に掲げる事項に関する業務</p> <p>(2) 図書館の維持管理に関する業務</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、図書館の管理に関し、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>3 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定並びに教育委員会の指示に従って、図書館の管理を行わなければならない。</p> <p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第 8 条 略</p>	<p>(教育委員会規則への委任)</p> <p>第 7 条 略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定管理者による東浦町中央図書館の管理を可能にするため提案するものである。

議案第 28 号

工事請負契約の締結について（片葩小学校管理教室棟屋根外壁改修工事）  
下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和3年6月8日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

記

- |   |             |   |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名       | 片葩小学校管理教室棟屋根外壁改修工事  |
| 2 | 路線等の名称      | 東浦町立片葩小学校   |
| 3 | 工 事 場 所     | 知多郡東浦町大字石浜字坊ヶ谷地内  |
| 4 | 工 事 概 要     | 東浦町立片葩小学校管理教室棟（鉄筋コンクリート造 3階<br>建 延床面積 3,380 平方メートル）の屋根及び外壁改修に伴<br>う建築工事一式 |
| 5 | 契 約 金 額     | 79,200,000 円  |
| 6 | 契 約 の 相 手 方 | 知多郡東浦町大字藤江字柳牛 28 番地の 1<br>東浦土建株式会社<br>代表取締役 長坂 勝之                         |
| 7 | 契 約 の 方 法   | 一般競争入札  |

提案理由

東浦町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、提案するものである。

議案第 29 号

令和 2 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 2 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金 452,870,242 円のうち 12,000,000 円を建設改良積立金に積み立て、157,409,141 円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神 谷 明 彦

提案理由

令和 2 年度東浦町水道事業会計未処分利益剰余金を処分するため提案するものである。

議案第 30 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり町道路線を認定するものとする。

令和 3 年 6 月 8 日提出

東浦町長 神谷明彦

整理番号	路線名	起 点 (地先)	重要な経過地
		終 点 (地先)	
5185	生路 185 号線	東浦町大字生路字梨ノ木 39 番 11	
		東浦町大字生路字梨ノ木 39 番 6	

提案理由

開発行為により道路が築造整備されたことから、新たな道路として認定するため提案するものである。